

10月の教育活動の様子



遠足（1・2年生）
船橋市のふなばしアンデルセン公園へ行きました。



市内陸上競技大会（5・6年生）
市内関小学校で行われました。練習の成果を出すことができました。

11月の登下校時刻変更について

日	曜	変更を必要とする 行事名	変 更 後 登 下 校 時 刻					
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
1	金	修学旅行による クラブ活動の中止				15:05	15:05	
8	金	委員会活動				15:05		
9	土	学校公開日登校	通常通り					
		学校公開日下校	15:20	15:20	15:20	15:20	15:20	15:20
11	月	学校公開振替休業日	休み					
19	火	特別日課・個人面談	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00
20	水	特別日課・個人面談	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00
21	木	特別日課・個人面談	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00
22	金	特別日課・個人面談	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00
27	水	社会科見学（5年）					16:50	
29	金	委員会活動				15:05		

【おしらせ・お願い】

○学校公開日は11月9日(土)です。(表彰朝会～午後:芸術鑑賞会。15:20～斉下校。)多くの皆様の御来校をお待ちしております。

○児童の登下校で、やむおえず自動車での送り迎えを行う場合は、近隣のご迷惑にならないように、御理解・御協力をお願いいたします。

○11月より、学力向上支援員で二神真紀子先生が学習支援をします。よろしくお願いいたします。

【登下校見守りのお願い】

○これから日が短くなってきます。児童の下校時に見守りをお願いできる方（お時間がある方）は、本校教頭までお知らせください。（電話：982-2330）

吉川市教育委員会 学校教育課だより

令和元年11月号

吉川市教育大綱
家族を 郷土を 愛し
志を立て
夢として生きてゆく

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、一人で悩まず相談・通報してください。

相談窓口等

- よい子の電話教育相談（埼玉県立総合教育センター）
（毎日24時間）
18歳以下の子供用（無料）#7300 又は 0120-86-3192
保護者用 048-556-0874
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp FAX相談 0120-81-3192
※Eメール、FAX相談の受付確認及び返信は、平日の9時から17時の時間帯に行っています
- いじめ通報窓口（埼玉県教育委員会）
小・中・高校生の「いじめ」に関する通報
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan-form.html>
※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。
※通報された情報は学校に提供します。学校はあなたが通報したことがわからないように調査・対応します。
- 埼玉県警察少年サポートセンター
（月～土/祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分）
048-861-1152（少年用） 048-865-4152（保護者用）
- 子どもスマイルネット
（毎日/祝日・年末年始を除く 10時30分～18時）
048-822-7007
- 社会福祉法人 埼玉いのちの電話（毎日24時間）
048-645-4343
- 特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン（毎日16時～21時）
18歳以下の子供専用（無料）0120-99-7777
- 埼玉県こころの電話（埼玉県立精神保健福祉センター）
心の健康や悩みに関する相談（平日/土・日・祝日・年末年始を除く 9時～17時）
048-723-144
- 子どもの人権110番（さいたま地方方法務局）
（平日/祝日・年末年始を除く 8時30分～17時15分）
（無料）0120-007-110
子どもの人権 SOS-eメール https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html



お問い合わせ 埼玉県県民生活部青少年課 TEL048-830-2907

中学校選択制度について

本市では、学校ごとに通う地域（通学区域）を定め、住所によって入学する学校（指定校）を指定しています。学校選択制は、子供と保護者の希望により指定校以外の学校を選択申請する制度です。（※受け入れ学校の状況により受け入れができない場合もあります。）

本年度は対象となる、令和2年度初めから吉川市立中学校に入学する新1年生のご家庭に、指定校通知とともに選択制度の案内が配付されています。学校選択制を希望される場合は、通学距離、地域活動などを考慮して申請をしてください。決定後に学校を選択しなおすことはできませんので、ご家庭でよく相談の上、慎重に決めていただきますようお願いいたします。